# 一般社団法人日本脊推・脊髄神経手術手技学会 学術集会運営細則

#### 第1章 総 則

第1条 一般社団法人日本脊椎・脊髄神経手術手技学会(以下「この法人」という。)は、定款第4条に定めるとおり、この法人の会員のための事業の一つとして、日本脊椎・脊髄神経手術手技学会学術集会(以下「学術集会」という。)を開催する。

## 第2章 開催及び運営

- 第2条 学術集会は、毎事業年度につき1回開催する。
  - 2. 学術集会の通算回数は、この細則が施行される以前の学術集会(大会)の回数を含めて数えるものとする。
- 第3条 学術集会は、その開催予定日の約12か月前までに、開催日時、場所及び日程を記載した機関 誌等をもって、この法人の会員に対して周知する。
- 第 4 条 学術集会は、日本脊椎・脊髄神経手術手技学会学術集会会長(以下「大会長」という。)が主宰 する。
  - 2. 大会長は理事、評議員の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選任される。
  - 3. 大会長は、統合本部理事会ならびに理事会に招集された場合は、出席して意見を述べることができる。ただし議決権は持たない。
  - 4. 大会長の任期は、大会長に選任された年の学術集会終了日の翌日から、自身が大会長を務める学術集会(以下「当該学術集会」という。)の終了日までとする。
  - 5. 大会長及び理事長は、相互に兼ねることができない。
- 第5条 大会長が事情により学術集会を主宰することができない場合は、理事会の決議により選任された 者(以下「職務代行者」という。)がその職務を代行するものとする。
  - 2. 学術集会の職務を代行する者の任期は、職務代行者に委嘱された日から当該学術集会の終了 日までとする。ただし、大会長が再び主宰できることとなった場合は、理事会の決議を経たうえで、 その主宰権限を大会長に差し戻すものとする。

#### 第3章 会計

第6条 この法人は、その費用の一部として、運営財産を支出することができる。

- 2. 大会長又は学術集会の職務を代行する者は、当該学術集会の開催日の 12 か月前までに運営 委託業者の選定並びに学術集会の収支予算について統合本部理事会に提出、報告して承認を 得なければならない。また、当該学術集会終了後6か月以内に、当該学術集会にかかわる決算書を、経理帳票類を添付して統合本部理事会に提出し、報告しなければならない。
- 3. 統合本部理事会は、前項の報告を受け、これをこの法人の当該年度の決算に繰り入れるものとする。

## 第4章 附則

第7条 この細則は、理事会の決議により、改定又は廃止することができる。

2023年12月1日 制定